

## 地方事務所法律扶助審査細則

### (目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第7条第6項に基づき、地方事務所法律扶助審査委員（以下「地方扶助審査委員」という。）が行う審査に関する細則を定めることを目的とする。

### (地方扶助審査委員の定数)

第2条 地方扶助審査委員の定数は、別表のとおりとする。

### (地方扶助審査委員1名による審査)

第3条 地方事務所長及び支部長（以下「地方事務所長等」という。）は、次に定める案件の場合は、担当地方扶助審査委員1名を指名して審査に付することができる。ただし、ハーグ条約事件については、この限りでない。

- 一 同時廃止決定が見込める破産事件
- 二 公示送達による離婚事件
- 三 敗訴その他の理由により報酬金決定が伴わない終結事件
- 四 10万円以下の追加費用の支出
- 五 既に援助開始決定を得た書類等作成援助事件に関連して引き続き援助が必要な書類等作成援助事件
- 六 その他簡易・迅速に審査することが相当と認められる案件

### (日本司法支援センターの事務所以外における審査の場所)

第4条 地方事務所長等は、理事長の承認を得て、日本司法支援センターの事務所以外の場所において地方扶助審査委員に審査を行わせることができる。

### (地方扶助審査委員が受任者等となる事件に関する審査等)

第5条 地方事務所長等は、地方扶助審査委員が受任者等となる事件に関する審査については、当該地方扶助審査委員を指名して審査に付してはならない。

2 地方扶助審査委員は、代理援助又は書類等作成援助（以下「代理援助等」という。）の申込者又は被援助者（以下「被援助者等」という。）が、地方扶助審査委員の現に受任している事件（現に法律相談を受けている事件を含む。以下同じ。）の相手方であるときは、直ちに地方事務所長等に申し出なければならない。この場合において、地方事務所長等は、当該代理援助等に関する審査について、当該地方扶助審査委員以外の地方扶助審査委員を指名して審査に付すものとする。

3 前項の場合において、地方事務所扶助審査委員は、当該代理援助等に関して職務上知り得

た情報を、自己が現に受任している事件に利用してはならない。

附 則

この細則は、平成 18 年 10 月 2 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 19 年細則第 2 号）

この細則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 19 年細則第 5 号）

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 19 年細則第 13 号）

この細則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 20 年細則第 4 号）

この細則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 22 年細則第 5 号）

この附則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年細則第 7 号）

この附則は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 24 年細則第 5 号）

この附則は、平成 24 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 25 年細則第 7 号）

この附則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 26 年細則第 2 号）

この附則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 27 年細則第 15 号）

この附則は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 28 年細則第 18 号）

この附則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 30 年細則第 11 号）

この附則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和 8 年細則第 8 号）

この細則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

## 別表(第2条関係)

## 地方扶助審査委員の定数

地方事務所	定数
東京	300
神奈川	165
埼玉	110
千葉	60
茨城	60
栃木	25
群馬	45
静岡	75
山梨	30
長野	30
新潟	40
大阪	200
京都	60
兵庫	90
奈良	45
滋賀	25
和歌山	25
愛知	70
三重	30
岐阜	35
福井	20
石川	25
富山	25
広島	75
山口	40
岡山	50
鳥取	20
島根	25
福岡	130
佐賀	25
長崎	40
大分	25
熊本	30
鹿児島	30
宮崎	30
沖縄	35
宮城	55
福島	25
山形	20
岩手	30
秋田	20
青森	25
札幌	70
函館	25
旭川	25
釧路	25
香川	20
徳島	25
高知	20
愛媛	20